

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊大村駐屯地  
第363会計隊大村派遣隊長 今里 友幸



下記のとおり、一般競争入札実施します。

## 記

### 1 競争入札に付する事項

件 名	規 格	数量等
使用済車両売払い	内訳書のとおり	

### 2 入札参加資格

- (1) 平成31・32・33年度(令和1・2・3年度)競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」格付「C」以上の競争参加資格を有する者。ただし、契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備府長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りではない。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者でないこと。
- (8) 取引業者は、自動車リサイクル法に基づく取引業者(各都道府県等登録業者)であること。
- (9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に示す4つの業者資格(引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業)を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請負申請書を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。

### 3 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札執行の場所: 陸上自衛隊大村駐屯地第363会計隊大村派遣隊 隊長室
- (2) 日 時 : 令和3年1月28日(木) 10時00分

### 4 現場確認

鉄屑等の重量及び品質等の確認が必要な場合は、令和3年1月14日(木)～令和3年1月26日(火)の期間において「17 問い合わせ先」に連絡されたい。

### 5 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊大村駐屯地 第363会計隊大村派遣隊契約班、陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

### 6 落札決定方法

- (1) 総品目総額(消費税抜き)とし、最高額入札者を落札者とする。なお、落札となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 総品目総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

### 7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 引取（引渡）及び代金納付期限

(1) 引取（引渡）期限：代金納付の日から5日以内（令和3年3月19日（金）までに搬出）

(2) 代金納付期限：令和3年3月19日（金）

9 搬出場所

陸上自衛隊大村駐屯地

10 違約金等

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

11 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

12 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

13 入札の無効

- (1) 電信電話及びFAXによる入札は認めない。
- (2) 入札参加資格のない者、又は参加制限されている者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (5) その他入札に関する条項に違反した入札

14 契約書の作成

落札決定後、標準契約書の「売扱い物品の解体に関する特約条項」を付した契約書を作成する。

15 公告の掲示場所

陸上自衛隊大村駐屯地、陸上自衛隊相浦駐屯地、陸上自衛隊竹松駐屯地、海自大村航空基地経理隊、大村市・諫早市・佐世保市・長崎市の各商工会議所、陸上自衛隊西部方面会計隊公式ホームページ

[Http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu-fin/index.htm](http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu-fin/index.htm)

16 その他

- (1) 入札参加を希望する者は、令和3年1月26日（火）12時00分までに電話連絡すること。
- (2) 入札関係委任を受けた者は、入札前に委任状を提出して下さい。
- (3) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（写）、自動車リサイクル法に基づく各都道府県等引取業者登録証（写）及び引取業者としての各都道府県知事等の登録・許可書（写）を提出して下さい。
- (4) 郵便による入札の場合は、書留等配達証明の残る形式で令和3年1月27日（水）12時までに必着すること。  
なお、送付後第363会計隊大村派遣隊契約班へ電話連絡すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度入札なった場合は別途連絡する。
- (5) 契約条項・入札等心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨を入札書に付記するものとする。
- (6) 落札業者については、落札後速やかに誓約書（契約した鉄屑を復元して再利用しない趣旨の内容）の提出をするものとする。
- (7) 当該売扱車両及びその物品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。
- (8) 売扱物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (9) 売扱物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (10) 売扱物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (11) 売扱物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

17 問い合わせ先

入札に関する事項：陸上自衛隊大村駐屯地 第363会計隊大村派遣隊 契約班（担当：松田）

TEL 0957-52-3141 (内348)

FAX 0957-52-3141 (内344)

物品に関する事項：陸上自衛隊大村駐屯地 業務隊補給科補給班（担当：佐保）

TEL 0957-52-3141 (内380)

FAX 0957-52-3141 (内319)

内訳書

一連番号	品名	規格	単位	数量	備考
1	鉄屑	特級	kg	11,207.10	
2	鉄屑	1級	kg	5,386.60	
3	鉄屑	2級	kg	15,033.30	
4	鉄屑	級外	kg	5,011.20	
5	鉄屑	鋳物	kg	9,152.00	
6	銅屑	上	kg	111.30	
7	銅屑	並	kg	26.70	
8	銅屑	下	kg	14.40	
9	真鍮屑	真鍮	kg	62.90	
10	真鍮屑	鋳物	kg	13.40	
11	アルミ		kg	580.50	
12	鉛		kg	404.10	
13	ガラス		kg	564.50	
14	ゴム		kg	2,843.30	
15	未価値品		kg	4,730.60	

調達要求番号：

## 陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号
	G V - Z 0 0 1 0 1 3 B
使用済車両売払い	防衛大臣承認 年月日
	作成 平成30年 6月13日
	変更 平成31年 3月22日
	作成部隊等名 補給統制本部 火器車両部

### 1 総則

#### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下“車両”という。）の売払いについて規定する。

#### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

##### 1.2.1

#### 使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

##### 1.2.2

#### 自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

#### 1.3 売払い

売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

#### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

##### b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

##### c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号  
(44. 10. 1)]

### 2 売払いに関する要求

#### 2.1 一般的要求事項

- 契約の相手方は、“使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下，“法律”という。）に基づき実施するものとする。
- 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下

請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

## 2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行うものとする。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出するものとする。

## 2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行うものとする。

## 2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した際には損害賠償を請求する。

## 2.5 引渡し車両の解体・処分

契約の相手方は、引渡し車両の解体・処分にあたっては、必要に応じ官側の立ち合いを受ける。

## 2.6 処理要領

契約の相手方は、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1-提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	1部	a)	売払い品の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。
2	下請負承認申請書 <sup>b)</sup>			入札開始前までに。	陸幕会第317号(27.3.5)別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16-1 都道府県知事の許可証を添付
3	作業工程表			契約書締結までに。	-
4 <sup>c)</sup>	解体及び破碎(又は溶解)時の工程写真			作業完了後15日以内	-
5 <sup>c)</sup>	解体証明書				様式は、図1による。
6 <sup>c)</sup>	破碎(又は溶解)証明書				様式は、図2による。

注<sup>a)</sup> 提出先は、調達要領指定書によって指定する。

<sup>b)</sup> 契約の相手方がフロン回収、解体、破碎の全てを実施する場合を除く。

<sup>c)</sup> 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。

#### **4.2 安全管理**

売払い処分における作業は、安全管理に万全を期するものとする。

#### **4.3 仕様書に関する疑義**

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

年 月 日

## 解体証明書

分任契約担当官  
陸上自衛隊〇〇駐屯地  
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇  
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

図1-解体証明書の様式

年 月 日

## 破 碎 (溶 解) 証 明 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊〇〇駐屯地  
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇  
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶解実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

図2—破碎（溶解）証明書の様式

調達要領指定書	発簡番号	売扱要求番号第5号
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和3年1月7日
	作成部課	大村駐屯地業務隊補給班
	作成年月	令和3年1月7日
品名	使用済車両売扱い	
仕様書番号	G V - Z 0 0 1 0 1 3 B	

### 指定事項

#### 1 売扱い

##### 1.1 売扱い車両

番号	品目	単位	数量	備考
1	1/2t トラック	台	13	73式
2	1 1/2t トラック	台	3	73式
3	3 1/2t トラック	台	2	
4	3 1/2t トラック (ダンプ)	台	1	
5	1t トレーラー	台	2	
6	1t 水タンクトレーラー	台	1	

##### 1.2 現地(物)確認及び引渡日

1.3 現地(物)確認する場合は、入札3日前の平日0830から1700までの間とし  
確認日、2日前までに契約担当官へ通知するものとする。

##### 1.4 引渡し日は、代金納付後5日以内

### 2 提出書類

2.1 表1に示す書類及び使用済自動車引取証明書(様式は、図3による。)を提出する。

2.2 提出先は、大村駐屯地業務隊補給班とする。

表1-使用済自動車引取証明書

1	使用部隊名	
2	リサイクル券番号	
3	車台番号	
4	車名(車両番号)	
5	預託金額(円)	
6	引取業者	登録番号 氏名 事業所名称 所在地 電話番号
7	引取年月日	印

図3-使用済自動車引取証明書の様式

表1-使用済自動車引取証明書

1	使 用 部 隊 名	
2	リサイクル券番号	
3	車 台 番 号	
4	車名（車両番号）	
5	預託金額（円）	
6	引取業者 登録番号 氏 名 事業所名称 所在 地 電話番号	印
7	引 取 年 月 日	

図3-使用済自動車引取証明書の様式